

愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP

ステージ	判断基準*1		学生の入構に関する方針	授業やサークル活動の実施方針	教職員の研究活動の実施方針	教職員の業務遂行方針*2	会議実施方針	学習・保育活動の実施方針	学内施設を利用したイベント等実施方針
	学内	自治体等							
警戒レベル5 (Dレッド)	愛媛大学の学生や教職員に多数の感染者が出現し、学内で複数のクラスターが発生している場合	医療施設以外の大学施設で使用停止要請があった場合、又は大学に対する休業要請があった場合	【授業・サークル活動等】 入構を禁止する。 【研究活動等】 入構を禁止する。	【授業】 遠隔授業のみ実施する。 【サークル活動】 オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動を禁止する。	研究継続及び危険回避に関する研究活動のみを実施する。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPに準じ、休業とする。	全て禁止する。
警戒レベル4 (レッド)	愛媛大学の学生や教職員に複数の感染者が出現し、学内で感染の連鎖が疑われる場合	緊急事態宣言の特定警戒都道府県に指定されて外出自粛要請があり、多くの業種に休業要請がある場合	【授業・サークル活動等】 入構を禁止する。 【研究活動等】 入構を禁止する。ただし、申請により危機対策本部長が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、学内施設を利用することができる。	【授業】 遠隔授業のみ実施する。 【サークル活動】 オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動を禁止する。	安全環境下に許可をされた研究を実施する。 危機対策本部長が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、学内施設(実験室・ゼミ室・共同利用施設等)を利用することができる。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。	愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針を参考に、大学のBCPに準じ、原則として休業とする。	全て禁止する。
警戒レベル3 (オレンジ)	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現し、学内で感染拡大の恐れがある場合	愛媛県の警戒レベルが「感染対策期」	【授業・サークル活動等】 原則として、入構を禁止する。 【研究活動等】 入構を禁止する。ただし、申請により所属長(学部、研究科及び全学センター)が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、学内施設を利用することができる。	【授業】 遠隔授業のみ実施する。ただし、危機対策本部長(学長)が認める特例的な授業を除く。 【サークル活動】 オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動を禁止する。	安全環境下に研究を実施する。申請により所属長(学部、研究科及び全学センター)が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底しながら、学内施設を利用することができる。	感染防御を徹底しながら、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤を積極的に活用する。	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。ただし、危機対策本部長(学長)が認める特例的な会議を除く。	① 附属学校園の児童等、教職員(教育実習生等を含む。以下同じ)に感染者が出現した場合、保健所の指示に従いつつ、当該校園の学級、学年、学校園全体等の範囲を判断し、休業とする。部活動等課外活動は原則として停止する。 ② 附属学校園以外の愛媛大学に感染者が出現し、感染拡大の可能性が高い場合、感染防止の手立てを検討したうえで、休業の必要性を判断する。 ③ 愛媛県内で感染源が特定できない感染者が多発した場合、原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。 ④ 児童等、教職員の家族等同居者に感染者が出現した場合、当該児童等、教職員の登校園を一定期間停止する。	原則禁止する。
警戒レベル2 (イエロー)	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合	愛媛県の警戒レベルが「感染警戒期」	【授業・サークル活動等】 必要時以外の入構は控える。入構する場合には感染防御対策を徹底する。 【研究活動等】 必要時以外の入構は控える。所属長(学部、研究科及び全学センター)に許可を得て入構する場合には感染防御対策を徹底する。	【授業】 遠隔授業を基本とするが、徹底した感染防御対策が取れる場合には部局長の許可のもと対面授業を実施できる。 【サークル活動】 感染防御対策を徹底しながら、学生団体・サークル等の活動(オンライン活動を除く)を段階的・限定的に実施することができる。ただし、遠征、合宿等を原則禁止する。	安全環境下に研究を実施する。所属長(学部、研究科及び全学センター)に届出で、感染防御対策を徹底しながら、学内施設を利用することができる。	感染防御を徹底しながら、業務を精査して実施する。特別な事情がある場合には、所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	遠隔会議又はメール会議を積極的に実施する。ただし、感染防御を徹底しながら対面会議を実施することができる。	原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。	危機対策本部長が認めた場合は実施することができる。
警戒レベル1 (ライトイエロー)	愛媛大学の学生や教職員に感染者が出現したが、学内で感染拡大の恐れがない場合	愛媛県の警戒レベルが「感染縮小期」	【授業・サークル活動等】 感染防御対策を徹底しながら、施設を使用することができる。 【研究活動等】 感染防御対策を徹底し、施設を使用することができる。	【授業】 感染防御対策を徹底しながら対面授業を実施する。ただし、遠隔授業を実施することもできる。 【サークル活動】 感染防御対策を徹底しながら、学生団体・サークル等の活動(オンライン活動を除く)を段階的・限定的に実施することができる。ただし、合宿等宿泊を伴う活動及び特別指定地域、指定地域での活動を原則禁止する。	感染防御対策を徹底しながら、研究活動を実施する。	感染防御を徹底しながら、業務を実施する。特別な事情がある場合には、所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	感染防御を徹底しながら、対面会議を実施するが、遠隔会議又はメール会議を積極的に活用する。	原則として愛媛県教育委員会、松山市教育委員会の方針に準ずる。	部局長が認めた場合は実施することができる。
警戒準備 (クリア)	なし	国内の感染がほぼ収束している場合				新しい価値観、生活様式に即して活動する。			

※ 危機対策本部長が許可した場合はこの限りでない。

*1 ステージ判断は、「学内」と「自治体等」の判断基準をもとに、危機対策本部会議で決定する。学内で感染者が発生した場合には、その都度、学内の感染状況をもとに、ステージ判断を行う。

*2 医療関係者及び附属学校園の教職員については適用範囲外。

(補足説明)

◎学生の入構方針について、入構禁止の場合でも、一時的な各種手続き、図書館、食堂の利用により入構することが特例として認められる場合がある。

◎卒業論文、修士論文、博士論文等については、原則、「授業」ではなく、「研究活動等」に含める。また、医学系研究科の修士及び博士課程の学生は、原則、医学部附属病院が別に定めているBCPの従うものとする。

◎県外移動に関する取扱い(行動指針)は、以下アドレスにありますのであわせて確認してください。

(学生)特別指定地域等からの移動について <https://www.ehime-u.ac.jp/post-139847/>
(教職員)教職員の就業上の取扱いについて <https://www.ehime-u.ac.jp/post-129055/>